

旅 費 規 程

山口県宅老所・グループホーム協会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会の役員および職員が本法人の用務のために旅行する場合に支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
また、本法人が主催する研修会に招聘する講師の旅費交通費も、本規程を準用するものとする。

(旅費の種類)

第2条 旅費は、航空賃、鉄道賃、船賃、バス賃、車賃、高速代、日当及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、本法人の都合又は天災その他やむを得ない事由のため、これにより難しい場合には、現に巡った経路及び方法により計算する。

(定額によらない旅費)

第4条 会長において特別の事情により旅費の定額に不足をきたすと認めるときは、その実費を支給し、定額の旅費を支給する必要がないと認めるときは、その定額を減じ又は定額の範囲内で打ち切り支給することができる。

(出張命令等)

第5条 役員や職員の出張は、会長又はその委託を受けた者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令によって行われる。

2 研修講師の招聘は、会長の命による講師派遣依頼文によって行われる。

(旅費の請求手続き)

第6条 旅費の請求及び概算払いの精算の手続き等については、別に定めるところによる。

2 旅費の概算払いを受けた者は、出張を完了した日の翌日から10日以内に、当該旅費の精算をしなければならない。

(随行者の旅費)

第7条 会長に随行を命ぜられた者には、その随行期間に限り会長と同額の旅費を支給する。

(航空賃、鉄道賃、船賃、バス賃)

第8条 航空賃、鉄道賃、船賃、バス賃の額は、現に支払った旅客運賃とし、一般的なビジネスクラス及び二等船席、及び指定席の額とする。

(車賃)

第9条 車賃の額は、1キロメートルにつき25円とする。

2 距離については、出張する者が勤務する事業所もしくは自宅から用務の必要な場所までの最短経路とし、会長が認めた距離とする。

3 前項の規定により、通算した経路に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

4 2キロメートル未満の出張には車賃を支給しない。

5 車賃に対する高速代は、必要に応じて会長の決裁において支給することができる。

(日当)

第10条 日当は1日あたり3,000円とし、日数に応じて計算する。

2 前項の規定にかかわらず、山口県内の出張の場合は日当を支給しない。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、1泊8,000円を限度とし、領収額により精算する。

(その他の重要事項)

第12条 この規定に定めのない事項については、本法人の理事会の協議によって定める。

附則

この規程は、平成22年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成22年11月 1日から施行する。

平成 年 月 日

旅費計算申告書

山口県宅老所・グループホーム協会

申告者氏名	印
基準事業所名	
基準事業所住所	
用務先	
用務先住所	
用務の内容	
距離数	
事務局記入欄	
旅費決定額 (事務局記入)	¥ 円